

高知家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

1 日時

平成16年2月4日（水）午後1時30分

2 場所

高知家庭裁判所会議室

3 出席者

（委員）相沢俊夫，池田久男，上田邦彦，坂本尚之，高島郁夫，山岡敏明，山本晋平，吉岡芳子，馬淵勉，二宮信吾

（事務担当者）大野恭史，村上耕一，木花 弘，増田和之

4 議事（■委員長，○委員）

- 準備会開会宣言
- 高知家庭裁判所長あいさつ
- 委員紹介等
- 委員会の運営等に関する事項の協議

ア 委員長の選任

○ 所長が適任である。

（異議なし）

馬淵委員が委員長に選任された。

イ 委員長代理の指名

二宮委員が委員長から委員長代理に指名された。

（異議なし）

ウ 部会の設置

■ 高知家庭裁判所は，東京・大阪等の裁判所に比べて規模も小さく，各組織の独立性も高くないので部会を設置する必要はないと考えるが，よろしいか。

(異議なし)

エ 委員会の招集について

- 委員長が招集することによろしいか。

(異議なし)

- 委員会の開催は従前年1回であったが、最高裁判所の一般規則制定諮問委員会の議論で年1回は少ないとされているので、原則年2回程度によろしいか。

(異議なし)

オ 委員会の公開について

- 委員の自由闊達な意見を保証するためにも、従前どおり一般人に対してもマスコミに対しても非公開ということによろしいか。

- これから勉強することが多いと思う。最初からマスコミに公開されると萎縮して質問がしにくい。マスコミ取材に対しては委員長が代表して対応することでいいのではないか。

- 委員長が委員会の終了後マスコミ取材に対応することによろしいか。

- 諮問事項があるわけではないのでそれでかまわない。

カ 議事概要の作成について

- 国民に情報を明らかにする面と自由闊達な意見の保証という面を調和させるために、裁判所のホームページに議事概要を発言者名を伏せる形で掲載してはどうか。

- 他の裁判所でも議事概要をホームページに掲載している。

- 県民から意見を聞くホームページにするのか。

- そういうものではない。

- 議事概要の内容については委員の皆さんに見てもらってから追々決めてはどうか。

- 委員会は、懇談会的運営となる、いろんな意見交換をする機関である。

話し合いの過程を掲載すればよい。

- ホームページに発言者名を載せない形で議事概要を掲載するという
ことでよろしいか。

(異議なし)

- 委員会は非公開ということだが守秘義務はあるのか。

- 非公開としたのは自由闊達な意見を出してもらうためである。各委員の
良識に任せ、守秘義務までは想定されていない。

キ 委員会への委員以外の裁判所職員（説明者）の出席について

- テーマによっては裁判所職員が説明する必要がある。裁判所職員を出席
させてよろしいか。

(異議なし)

ク その他

- 定足数や議決要件はどうするのか。

- 当委員会は懇談会的な運営になろうと思われるので、定足数や議決要件
は決めなくてもいいと考えているが、将来決議を要する事項が生じる場合
に備えて決めておいてもよい。

(定足数及び議決要件の定めを求める意見は出なかった。)

5 意見交換テーマ選定に関する協議・決定

- 裁判の独立を侵害するようなテーマは選定できない。法律の改正、予算の手
当をしなくてはいけないものはテーマとして選定されたとしても、現状につい
ての情報提供にとどまり、意見に対して具体的な検討ができない。だれでも常
識的な感覚で議論できるもので、高知家庭裁判所で対応できるテーマをお願い
したい。

- 「成年後見人制度を普及するための取組み」というのはどうか。

- 家庭裁判所とは何かというのが分からない。一般の人に家庭裁判所とは何な
のか分かりやすくするためにどうすべきかを考えてはどうか。

- 家庭裁判所はこういう所でこんなことをしているというのを見てもらってはどうか。家庭裁判所には裁判所調査官，裁判所書記官，裁判所事務官がいることすら知られていない。新しい庁舎ができるのでちょうどよい機会ではないか。
- 「成年後見人制度を普及するための取組み」より「家庭裁判所はどういうところか」という方が順序としては先だと思う。
- 次回のテーマは「家庭裁判所の組織や裁判を国民にどのように広報しているのか。そのあり方について」ということでよろしいか。

(異議なし)

6 次回家庭裁判所委員会の開催日

委員会は平成16年6月9日午後2時30分に開催する。ただし、希望する委員に対して同日午後1時30分から委員会に先立ち庁舎見学を行う。

7 家庭裁判所調査官の職務内容の説明

倉本首席調査官及び木村主任調査官が説明をした。

8 委員会閉会